



令和7年度 固定資産税に係る縦覧等について

縦覧帳簿による縦覧及び固定資産課税台帳の閲覧を次の日程で実施します。

《縦覧帳簿による縦覧》固定資産税の納税者が「自己の土地や家屋の評価額」と「町内の他の土地や家屋の評価額」とを比較できます。

内 容 ・土地価格等縦覧帳簿 課税対象土地の所在、地番、地目、地積、価格
 ・家屋価格等縦覧帳簿 課税対象家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格
 ※所有者の情報や税額等は、縦覧の対象には含まれません。また、複写の交付もできません。
対 象 ・土地価格等縦覧帳簿 町内に土地を所有し課税されている方
 ・家屋価格等縦覧帳簿 町内に家屋を所有し課税されている方
期 間 4月1日（火）～4月30日（水）（平日及び土曜開庁日）
 【平 日】8時30分～17時30分【土曜開庁日】8時30分～12時30分（第2・第4土曜日）
と ころ 役場1階税務住民課 **手数料** 無料

◆縦覧に必要なもの

・マイナンバーカード、運転免許証等（本人確認できるもの）
 ・納税通知書、課税明細書 ・代理人の場合は委任状

《固定資産課税台帳の閲覧》自己の資産が確認できるほか、借地・借家人や権利関係人も、対象資産を限定して閲覧できます。

期 間 通年（平日及び土曜開庁日）
 【平 日】8時30分～17時30分【土曜開庁日】8時30分～12時30分（第2・第4土曜日）
と ころ 役場1階税務住民課
手数料 4月1日（火）～4月30日（水）は無料（期間外は1通300円）
◆閲覧に必要なもの
 ・マイナンバーカード、運転免許証等（本人確認できるもの） ・代理人の場合は委任状
 ・借地・借家人の場合は借地、借家の契約書や権利関係を証する書面

その他 4月上旬に送付する納税通知書に固定資産の価格等を明記した課税明細書を添付しています。自己資産の課税内容については、この明細書で確認できます。

問合せ 役場税務住民課 ☎820-1503



軽自動車税（種別割）の減免

障害者手帳等の交付を受けている方が所有する軽自動車など、一定の要件に該当する場合には、申請により軽自動車税（種別割）が減免されます。4月23日（水）までに申請してください。

問合せ 役場税務住民課 ☎820-1503



坂町教育委員会会議の傍聴について

教育委員会会議は、毎月、定期的で開催しています。また、必要に応じて臨時に開催する場合もあります。

会議の開催日時及び場所については、坂町掲示場へ告示しています。なお、傍聴を希望される方は、お問い合わせください。

問合せ 役場学校教育課 ☎820-1524



狂犬病予防注射を実施します

次のとおり、狂犬病予防注射を実施します。

犬の登録は生涯に一回、狂犬病予防注射は毎年一回、受けなければなりません。

と き	と ころ	時 間
5月15日 （木）	上条児童遊園地	9時20分～ 9時30分
	綿打橋バス停横 （西側新木駐車場）	9時40分～ 9時50分
	正原池公園下	10時00分～10時10分
	保健センター前	10時20分～10時30分
	新張公園	10時40分～10時50分
	コミュニティーホールさか前	11時00分～11時30分
	丸子踏切横	11時40分～11時50分
	坂町役場（町民ひろば）	13時00分～13時20分
5月16日 （金）	鯛尾消防格納庫前	9時20分～ 9時35分
	西児童遊園地横	9時45分～ 9時55分
	横浜ふれあいセンター前	10時05分～10時20分
	植田消防庫前	10時30分～10時40分
	畝ヶ丘団地入口	10時50分～11時00分
	水尻駅前	11時10分～11時20分
	小屋浦公園	11時30分～11時45分
	向田児童遊園地前	13時00分～13時10分
	小屋浦ふれあいセンター前	13時20分～13時30分

問合せ 役場環境防災課 ☎820-1506

（1）未登録の犬

新規登録手数料
3,000円
 狂犬病予防注射実施手数料
2,550円
 注射済票交付申請手数料
550円
合計 6,100円

（2）登録済の犬

狂犬病予防注射実施手数料
2,550円
 注射済票交付申請手数料
550円
合計 3,100円



犬・猫の飼い主さんへ 責任をもって正しく飼いましょう

犬・猫を飼うときは、愛情はもちろん、近所など周囲に対しての思いやりも必要です。そのためには、飼主としての最低限のルールやマナーを守りましょう。

●道路・公園はみんなのものです。飼い犬のフンの後始末は責任をもって行いましょう。

●生活環境を守り、他人に危害を加えたり、迷惑をかけないように配慮しましょう。

※飼い犬が人を咬んだときは、けが人の治療に責任を持ち、必ず広島県動物愛護センター（☎0848-60-8511）へ連絡してください。

●犬の放し飼いはやめ、散歩の際は必ずリードを使いましょう。

●飼い犬・飼い猫のしるしとして首輪をつけましょう。

●犬は登録をし、毎年1回狂犬病予防注射を受けましょう。

※犬の鑑札と注射済票は必ず犬につけましょう。

●飼い猫は、室内で飼い、不妊去勢手術をしましょう。

問合せ 役場環境防災課 ☎820-1506

